

# 平成26年第4回

おいらせ町議会定例会

会議録第1号

おいらせ町議会 平成26年第4回定例会記録

おいらせ町議会 平成26年第4回定例会記録				
招集年月日	平成26年12月4日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	平成26年12月4日 午前10時06分 議長宣告			
散会	平成26年12月4日 午前10時40分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	高坂隆雄	2番	田中正一
	3番	平野敏彦	4番	檜山忠
	5番	日野口和子	6番	川口弘治
	7番	袴田信男	8番	沼端務
	9番	吉村敏文	10番	澤頭好孝
	11番	立花國雄	12番	柏崎利信
	13番	西館秀雄	14番	松林義光
	15番	馬場正治	16番	佐々木光雄
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	5番 日野口和子 13番 西館秀雄			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	三村正太郎	副町長	柏崎源悦
	教育長	福津康隆	総務課長	澤上訓
	行政管財課長	松林泰之	分庁サービス課長	松林光弘
	企画財政課長	小向道彦	まちづくり防災課長	中野重男
	税務課長	田中富栄	町民課長	小向仁生
	環境保健課長	松林由範	介護福祉課長	倉館広美
	農林水産課長補佐	福田輝雄	商工観光課長	澤田常男
	地域整備課長	澤口誠	会計管理者	柏崎尚生
	病院事務長	山崎悠治	教育委員会委員長	加藤正志
	学務課長	泉山裕一	社会教育・体育課長	北向勝
	選挙管理委員会委員長	相坂一男	選挙管理委員会事務局長	松林泰之
	農業委員会会長	山崎市松	農業委員会事務局長	松林政彦
監査委員	名古屋誠一	監査委員事務局長	袴田光雄	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	袴田 光雄	事務局 次長	小向 正志
	臨時職員	吉田 美里		
町長提出議案の題目	1 議案の一括上程 報告第16号、諮問第2号及び議案第57号から第75号まで			
議員提出議案の題目				
開議	午前10時06分			
議事日程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)			
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	9番 吉村 敏文 議員			
	10番 澤頭 好孝 議員			
議 案 の 経 過				
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨		
開会宣告	事務局長 (袴田光雄君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。		
会議成立 開議宣告	佐々木議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は14人です。 定足数に達しておりますので、これより平成26年第4回おいらせ町議会定例会を開会いたします。		



	(議員席)	**なしの声**
諸般の報告	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本定例会の会期は、本日12月4日から12月9日までの6日間とすることに決しました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第3、諸般の報告をいたします。</p> <p>議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付しております。ご了承ください。</p> <p>次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきまして、別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。</p> <p>先般このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第7号から第9号については議員配付とし、陳情第10号については産業民生常任委員会に付託することにいたしましたので、ご了承願います。</p> <p>なお、本定例会の会期中は町当局の協力を得て広報写真の撮影をしてもらうため、担当係員の議場内出入りをする事の許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</p>
提案理由の説明	佐々木議長	<p>日程第4、議案の一括上程について。報告第16号、諮問第2号及び議案第57号から議案第75号までの以上21件を一括上程いたします。</p> <p>町長から提案理由の説明を求めます。演壇にてお願いします。</p> <p>町長。</p>
	町長 (三村正太郎君)	<p>おはようございます。</p> <p>議員各位には何かとご多用のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>それでは、本定例会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、報告第16号、平成26年度おいらせ町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、本年11月21日に衆議院が解散したことに伴い、衆議院議員選挙の執行が見込まれたことから衆議院議員選挙費の計上について同日付で専決処分をいたしましたものであります。</p>

	<p>その内容を申し上げますと、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,243万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ106億6,605万7,000円としたものであります。</p> <p>次に、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現委員であります西館あい子氏の任期が平成27年3月31日をもって満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。</p> <p>次に、議案第57号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現在の教育委員会委員である西館あい子氏が本年12月9日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>次に、議案第58号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現在の教育委員会委員である小向厚子氏が本年12月9日をもって任期満了となることから、その後任に小向睦子氏を任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>次に、議案第59号、おいらせ町行政組織条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、行政組織機構の一部見直しに伴い、平成27年4月1日から課の組織及び分掌事務を改めるため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第60号、おいらせ町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、町総合計画の基本構想について議会の議決を経て策定することと定めるため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第61号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、青森県人事委員会勧告に準じて55歳を超える職員に係る昇給制度を改めるとともに職員の給料月額及び勤務手当の額を改めるため提案するものであります。</p>
--	---

	<p>次に、議案第62号、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、町長及び副町長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第63号、おいらせ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第64号、おいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、特別参事の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第65号、おいらせ町子供医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、本条例による助成制度が平成27年3月31日をもって失効しますが、引き続き中学校3年生までの子供の医療費を無料とするため、その効力を3年間延長することを提案するものであります。</p> <p>次に、議案第66号、おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、出産育児一時金の支給に当たって産科医療補償制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算される額が引き下げられることとなったため、出産育児一時金の基本額を引き上げることによって加算後の支給総額を42万円に維持するため改正するものであります。</p> <p>次に、議案第67号、おいらせ町洋光台団地定住促進条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、本条例による助成制度が平成27年3月31日をもって失効しますが、引き続き洋光台団地分譲の円滑化と定住促進を図るため、その効力を4年間延長することを提案するものであります。</p> <p>次に、議案第68号、定住自立圏形成協定の変更についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、八戸市との間において締結した定住自立圏形成協定に</p>
--	---

	<p>ついて連携する取り組みを追加するため、おいらせ町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により提案するものであります。</p> <p>次に、議案第69号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は当町が加入している青森県市町村総合事務組合に平成27年4月1日から共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に青森市を加えることから、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を要するものであります。</p> <p>次に、議案第70号、平成26年度おいらせ町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ9,167万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ107億5,773万円とするものであります。</p> <p>初めに歳出の主な内容であります。総務費では公用車購入費及び電気自動車用電源設備工事費を減額し、公共施設整備基金積立金を増額するものであります。</p> <p>民生費では障害者給付費等及び障害児給付費等並びに障害者自立支援医療給付費を増額し、農林水産業費では米価下落対策経営安定助成金を計上するものであります。</p> <p>土木費では公共下水道事業特別会計繰出金を増額し、教育費では甲洋小学校講堂床改修工事費、公債費では町債償還利子をそれぞれ減額するものであります。</p> <p>一方、歳入では町税及び国庫支出金を増額し、歳入不足額については財政調整基金繰入金を充当するものであります。</p> <p>次に、議案第71号、平成26年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ2,093万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,230万円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では保険給付費及び町税費</p>
--	---

	<p>を増額し、歳入では基金繰入金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第72号、平成26年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ231万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,116万7,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では消費税を増額する一方、額の確定により工事費を減額し、歳入では工事費の確定により国庫補助金を減額し、一般会計繰入金を増額するものであります。</p> <p>なお、第2表地方債の補正につきましては、事業費の変更に伴い、借入限度額を変更するものであります。</p> <p>次に、議案第73号、平成26年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,541万円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では精査により需用費を増額し、歳入では一般会計繰入金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第74号、平成26年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ141万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,297万円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では人事異動による人件費の減額、介護予防支援事業費では賃金を減額し、介護予防支援業務委託料を増額するものであります。</p> <p>歳入では一般会計繰入金を減額するものであります。</p> <p>次に、議案第75号、平成26年度おいらせ町病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に110万円を追加し、予算の総額を10億659万4,000円とするほか資本的支出の既決予定額に82万1,000円を追加し、支出予算の総額を1億2,071万3,000円とするものであります。</p> <p>なお、資本的収入の不足額につきましては、当年度分損益勘定</p>
--	--

		<p>留保資金を充当するものであります。</p> <p>以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては審議の過程におきまして本職を初め担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上議決いただきますようお願いを申し上げます。</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (澤上 訓君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>それでは訂正箇所がございます。</p> <p>議案第61号のおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の中で職員の給料月額及び勤勉手当の額を改めるためというところを勤務手当と読みましたので訂正いたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>行政報告</p>	<p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p>	<p>以上で提案理由の説明が終わりました。</p> <p>日程第5、行政報告の申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>初めに、おいらせ町太陽光発電事業に係る提案事業の辞退について当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>おいらせ町太陽光発電事業に係る提案事業の辞退について行政報告をいたします。</p> <p>本年3月の定例会において洋光台地区軟弱地盤の活用について行政報告をしたところではありますが、配付しました資料のとおり、事業者である株式会社二本木油店から辞退届けが提出されましたので報告するものであります。</p> <p>まず1の洋光台軟弱地盤への大規模太陽光発電システム設置計画についてですが、洋光台地区未利用地の軟弱地盤を太陽光発電事業者に貸し付けることにより土地の有効活用を図ることを目的に公募型プロポーザル方式により、おいらせ町太陽光発電事業を進めることとしたものであります。</p> <p>2の経緯であります、本年2月14日に事業者が決定し、2</p>

	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>月 28 日には太陽光発電所の認定を受けました。</p> <p>3 月 6 日、議会で行政報告をしましたが、この時点で事業者が東北電力に事前相談を行った結果、洋光台地域では運用容量面での制約があることが判明しました。ただし、この運用容量に関しては年度途中で空きが生じることもあるとのことで、空きの有無については再度 8 月ごろをめどに電力会社から回答があるとのことでありました。したがって、運用容量に空きがある場合はスケジュールどおり進め、運用容量に空きがない場合は、その時点で業者と再度協議を行うこととしました。</p> <p>5 月 29 日に太陽光発電設備の受電側接続検討申し込みに対する東北電力の回答を受け、事業者から報告を受けました。</p> <p>概要は約 11.5 キロメートルの電線の新設が必要で工事費負担金概算額は 1 億 9,421 万円で資金計画を大幅に上回る内容であり、事業を進めることが困難であるとのことでありました。</p> <p>その後 8 月 29 日に経済産業省東北経済産業局から事業者に照会があり、その内容は本事業の進捗状況の確認と事業を進めている事実を証明するものを提出するよう求められ、証明ができない場合は設備認定を取り消すとの内容でありました。</p> <p>9 月 4 日、事業者が経済産業大臣に再生可能エネルギー廃止届けを提出しました。これは発電した電力量の接続容量が不足なこと、受け入れ可能な工事費が多額であることから事業の進捗が困難であると判断し、認定の取り消しに応じることとしたものであります。</p> <p>9 月 29 日、事業者から町に対し、これまでの東北電力の協議内容等の経過報告を受け、10 月 14 日、町に対し、提案事業辞退届けが提出されました。</p> <p>なお、洋光台地区軟弱地盤の活用については、今後再度検討していくこととなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>次に、源泉所得税の徴収漏れについて当局の説明を求めます。</p>
--	--	---

<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (澤上 訓君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>それではNo.2の資料をごらんいただきたいと思います。</p> <p>源泉所得税の徴収漏れについてご報告申し上げたいと存じます。</p> <p>1の概要ですが、昨今、全国各地の自治体において源泉所得税の徴収漏れの事例があったことを受け、平成26年10月8日付で十和田税務署長から行政指導として測量士や建築士及び土地家屋調査士などに対する報酬・料金等や復興特別所得税の源泉徴収が適切に処理されているか自己点検するよう依頼がございました。</p> <p>これを受けてすべての課において確認調査をしたところ、源泉徴収漏れがあることが判明いたしました。</p> <p>なお、現在、復興特別所得税の点検結果を再度精査している段階であり、今後対象人員や徴収漏れの額が変動することもありますことを申し添えます。</p> <p>次に2の点検結果でございますが、項目1の報酬・料金等の①測量士、建築士、土地家屋調査士のところですが、これは委託料で支払いしているもので、対象期間が平成22年1月1日から平成26年11月10日までの中で4人の個人事業主が該当しており、約86万6,000円の源泉徴収漏れ額が判明いたしました。</p> <p>次に項目(2)の復興特別所得税の①ですが、これは各課で任用している各種委員などの非常勤特別職や日々雇用職員などへの報酬、賃金に係る源泉所得税でございます。対象期間、平成25年1月から平成26年10月31日までの中で対象者延べ人数227人で、約17万1,000円、②は講師謝金等への源泉所得税ですけれども、対象者延べ29人で約9,000円の徴収漏れ額が判明いたしました。</p> <p>次に3、このたびの主な原因であります、2つのことが挙げられます。</p> <p>1つ目として、源泉徴収制度に関する職員の認識が不足していたことであります。</p> <p>2つ目として、測量士、建築士及び土地、家屋調査士等の個人事業主への支払いについては歳出科目が委託料や手数料等であ</p>
--------------	-------------------------	--

散会宣告	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>れば源泉徴収は不要であると誤認していたことであります。</p> <p>次に、4番の今後の対応等であります。</p> <p>まず1つ目として、今後の税関係法令に基づく事務手続につきまして十和田税務署との協議や指導を得ながら迅速に対応してまいります。</p> <p>なお、想定されるものとして源泉徴収漏れに伴い発生する延滞税及び不納付加算税について源泉徴収義務者である当町の負担で税額が確定後に納付することになり、3月補正予算での対応を予定しております。</p> <p>2つ目として、対象者の方々に対し、謝罪するとともに今後の手続についてご説明いたします。</p> <p>3つ目として、庁内関係課において再発防止策等を協議し、全庁的な運用を図ります。</p> <p>報告の内容は以上であります。いずれにいたしましても、このような事態を招いたことにつきまして深く反省するとともに、関係者の皆様はもとより町民各位、議員各位にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げる次第であります。</p> <p>今後は、このような誤りが生じないように再発防止策に取り組んでまいります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際質疑を受けます。質疑ございませんか。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>これで行政報告を終わります。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>これで本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>これで本日の会議を閉じます。</p> <p>あす5日から7日までの3日間は議員各位に配付しています会期及び審議予定表のとおり議案熟考のため休会といたします。</p> <p>来る8日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。</p> <p>本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。</p>

		(散会 午前10時40分)
	事務局長 (袴田光雄君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 お疲れ様でした。